



回答者

日本行政書士会連合会

国際・企業経営業務部 企業支援部門

石原 静

行政書士による事業者の皆様への支援

～「事業承継・引継ぎ補助金〈経営革新事業〉」申請のポイント～

Question

私の両親は、郊外の駅前商店街で長年、小さな衣料品店を経営してきましたが、後期高齢者になったことに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて売上が減少したことを契機に、廃業を検討していました。しかし地域に深く根差しており、仕入先との良好な関係を今後も活かせることから、私が事業を承継したいと考えるようになりました。

承継後は近隣の皆様により良いサービスを提供するため、店舗の設備を入れ替える予定です。また、新たな販路拡大のため、広告宣伝にも力を入れたいと考えています。しかし、一定の費用がかかるため、資金面での課題があります。「事業承継・引継ぎ補助金」という補助金があるそうですが、私もこの補助金を利用できる可能性がありますか。その概要や、一般的な申請のプロセスを教えてくださいませんか。

Answer

中小企業庁では現在、中小企業・小規模事業者等を対象に、事業承継・M&A後の経営革新に係る費用を補助するため、「事業承継・引継ぎ補助金」の制度を設けています。事業承継を機に新たな挑戦を行う場合には、「経営革新事業」が用意されています。現在は、令和3年度補正予算での2次公募の申請期間中です。

補助対象事業となる事業承継は、2017年4月1日から2023年4月30日までに、事業の引き継ぎを行ったまたは行うこととし、後にご紹介する3類型での承継です。

なお申請は、電子申請システムで行います。申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。この手続きには一定期間を要しますので、早めのご準備をお勧めします。

はじめに

高齢化社会では、中小企業・小規模事業者等の皆様におかれましても、多くの高齢者の方が、元気に第一線で活躍しておられます。しかしながら、近年の大きな社会の変革の中で、世代交代を意識する方々も増えてきました。けれども、事業承継には多額の資金が必要であり、後継者側も躊躇することが少なくないのが現状です。

そこで、過年度より「事業承継・引継ぎ補助金」という補助事業が用意されています。これは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業・小規模事業者等

の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」の一つで、事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業・小規模事業者等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業・小規模事業者等を支援する制度です。

「事業承継・引継ぎ補助金」には、①経営革新事業、②専門家活用事業、③廃業・再チャレンジ事業という3つの事業がありますが、小稿では、多くの中小企業・小規模事業者の皆様に利用が見込まれる「経営革新事業」について取り上げます。

行政書士はこの「事業承継・引継ぎ補助金」をはじめ、官公署に提出する書類（他の法律で定められているものを除く）を、有償で作成することができる唯一の国家資格者です。お近くの行政書士は、次のWEBサイトから検索して頂くことができます。

 行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>

「事業承継・引継ぎ補助金」〈経営革新事業〉の概要

事業承継・引継ぎ補助金の「経営革新事業」の概要をお知らせします。なおここでは簡略記載していますので、詳細については最後にご紹介するWEBサイトでご確認ください。

1) 対象者：中小企業・小規模事業者等

2) 対象となる事業承継の3類型

| | |
|-------------|--------------------------------|
| ①創業支援型（Ⅰ型） | 他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合 |
| ②経営者交代型（Ⅱ型） | 親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合 |
| ③M&A型（Ⅲ型） | M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ場合 |

3) 補助上限額、補助率等

| | | 補助率 | 補助額 |
|-------|---------------|-----|-----------|
| 対象経費： | 600万円未満の範囲 | 2/3 | ～400万円 |
| | 600～1000万円の範囲 | 1/2 | 400～600万円 |

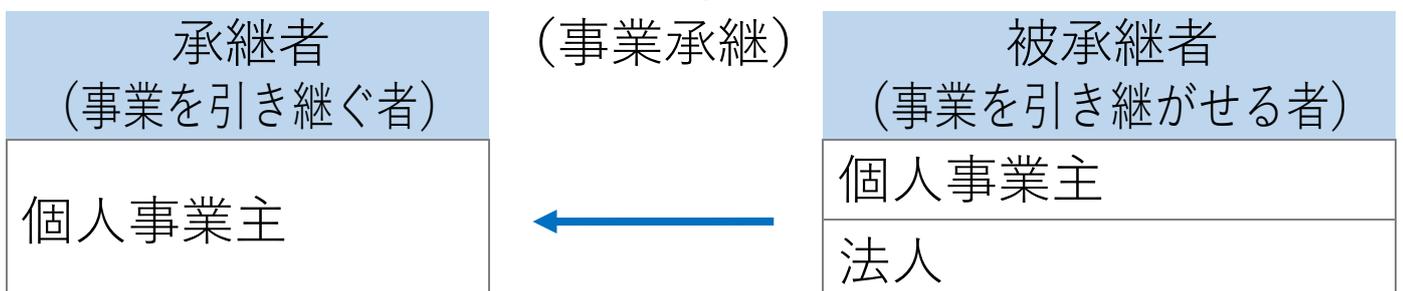
4) 申請期間：令和4年7月27日（水）～9月2日（金）17：00

※ 今後も複数回の公募が実施される予定です。

「事業承継・引継ぎ補助金」〈経営革新事業〉の3類型についての要件確認

前述した、補助対象事業となる事業承継の3類型について要件を確認します。

注意 申請時点において、法人設立前又は個人事業主として開業前の場合は、補助事業期間内に法人設立又は個人事業主として開業することが必要です。



法人



個人事業主
法人

1) 創業支援型 (I型)

以下の1~2を全て満たすこと。

1. 事業承継対象期間内における法人(中小企業者)設立、又は個人事業主としての開業
2. 創業にあたって、廃業を予定している者等から、株式譲渡、事業譲渡等により、有機的一体としての経営資源(設備、従業員、顧客等)の引継ぎ

※ 物品・不動産等のみを保有する事業の承継(売買含む)は対象となりません。

2) 経営者交代型 (II型)

以下の1~2を全て満たすこと。

1. 親族内承継や従業員承継等の事業承継(事業再生を伴うものを含む)
2. 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、経営等に関して一定の実績や知識等を有している者であること

※ 承継者が法人の場合、事業譲渡や株式譲渡等による承継は原則として対象となりません。

3) M&A型 (III型)

以下の1~2を全て満たすこと。

1. 事業再編・事業統合等のM&A
2. 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連

携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、経営等に関して一定の実績や知識等を有している者であること

※ 物品・不動産等のみを保有する事業の承継(売買含む)は対象となりません。

ポイント 交付申請にあたっては、上記3類型が細分化され、12の「交付申請類型番号」と、それに対応する「jGrants申請フォーム番号」が定められており、それらの類型番号および申請フォーム番号に従って申請を行う事になりますのでご注意ください。

「事業承継・引継ぎ補助金」〈経営革新事業〉の補助対象経費

「事業承継・引継ぎ補助金〈経営革新事業〉」の補助対象は、補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定でき、補助事業期間内に契約・発注を行い支払った、以下の経費です。

| I 事業費 | |
|------------|--------------------------------|
| 人件費 | 補助対象事業に要する賃金 |
| 店舗等借入費 | 国内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費・仲介手数料 |
| 設備費 | 国内の店舗・事務所等の工事、国内で使用する機械器具等調達費用 |
| 原材料費 | 試供品・サンプル品の製作に係る経費(原材料費) |
| 産業財産権等関連経費 | 補助対象事業実施における特許権等取得に要する弁理士費用 |
| 謝金 | 補助対象事業実施のために謝金として依 |

| | |
|------------|------------------------------|
| | 頼した専門家等に支払う経費 |
| 旅費 | 販路開拓等を目的とした国内外出張に係る交通費、宿泊費 |
| マーケティング調査費 | 自社で行うマーケティング調査に係る費用 |
| 広報費 | 自社で行う広報に係る費用 |
| 会場借料費 | 販路開拓や広報活動に係る説明会等での一時的な会場借料費 |
| 外注費 | 業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費 |
| 委託費 | 業務の一部を第三者に外注（委任）するために支払われる経費 |

II 廃業費

※ 廃業・再チャレンジ事業と併用申請した場合のみ補助対象経費となります。廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（I型・III型のみ計上可）

「事業承継・引継ぎ補助金」〈経営革新事業〉補助金交付までの流れ
「事業承継・引継ぎ補助金」〈経営革新事業〉交付申請の一連の流れについてご説明します。

ステップ1 本事業の理解と、本事業の対象となる

「経営革新等に係る取組」についての検討

「事業承継・引継ぎ補助金」〈経営革新事業〉について、次のWEBサイト等で理解をします。次に、補助金の対象となる「経営革新等に係る取組」についての検討を行います。

■ 事業承継・引継ぎ補助金 事務局サイト

<https://jsh.go.jp/r3h/business-innovation/>

■事業承継・引継ぎ補助金〈経営革新事業〉公募要領

https://jsh.go.jp/r3h/assets/pdf/02/requirements_business.pdf

ステップ2 「G ビズ ID プライムアカウント」の取得

申請には、「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要です。なおこの手続きには少なくとも1週間程度の時間を要しますので、ご注意ください。

■デジタル庁 gBizID (G ビズ ID プライムアカウントの取得)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

ステップ3 認定経営革新等支援機関より確認書を取得

申請には、認定経営革新等支援機関に本補助金に係る確認書を取得することが必要です。まずは、経営革新事業の Web サイトより認定経営革新等支援機関による確認書をダウンロードし、次に、認定経営革新等支援機関で確認書を取得します。

■認定経営革新等支援機関による確認書

* 次のサイトよりダウンロードして下さい。

<https://jsh.go.jp/r3h/materials/>

■認定経営革新等支援機関検索システム

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

ステップ4 書類の準備・交付申請

交付申請に必要な書類を準備し、オンライン申請フォームに必要事項を記入します。必要書類を添付して交付申請します。交付申請手続きは、すべてオンライン申請フォーム『jGrants』より行います。

■令和3年度 補正予算事業承継・引継ぎ補助金電子申請マニュアル
<https://jsh.go.jp/r3h/assets/pdf/02/jgrants-manual.pdf>

ステップ5 交付決定通知

交付申請の採否結果の通知は、『jGrants』上で行われます。

ステップ6 補助対象事業の実施

「交付決定」後に、補助対象事業を行ってください。

注意 補助対象事業となる事業承継は、2017年4月1日から2023年4月30日ですが、補助事業は、交付決定後から2023年4月30日までに実施する必要があります。

ステップ7 補助金の交付

補助金の交付は、補助対象事業の完了後、実績報告書等を提出し、内容等の確認が行われ、補助金額を事務局で確定した後に精算払いとなります。

「事業承継・引継ぎ補助金」〈経営革新事業〉申請に必要な資料

交付申請にあたり必要な資料は、12の「交付申請類型番号」により、それぞれ異なります。ここでは一例として交付申請類型番号1（I型のうち、法人から個人事業主への事業承継）についてご紹介します。

| | |
|----------------|--|
| 承継者 (個人事業主) | <ul style="list-style-type: none">・ 認定経営革新等支援機関による確認書・ 住民票・ 税務署受付印のある直近3期分の確定申告書Bと所得税青色申告決算書 |
| 被承継者 (法人) | <ul style="list-style-type: none">・ 履歴事項全部証明書・ 直近期の確定申告の基となる決算書 |

※詳しくは公募要領をご確認ください。

「事業承継・引継ぎ補助金」〈経営革新事業〉に関するWEBサイトについて

小稿では紙面に限りがあるため、全体を概括するにとどめています。そこで実際に申請を検討される皆様におかれましては、ここで触れることのできなかつた用語の確認などをはじめ、詳細について、文中でご紹介したWEBサイトで是非ともご確認をお願いいたします（小稿も、これらのWEBサイトを参照して作成しました）。各事業者の皆様が、補助金等を活用され、長年築き上げられた事業を次世代へと円滑に引き継ぎ、末永く発展されますよう、心よりお祈り申し上げます。

執筆者紹介

石原 静 (いしはら しずか)

平成7年12月 行政書士登録

令和元年7月～ 日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部 企業支援部門部員

令和3年5月～ 東京都行政書士会 副会長

ホームページ：<https://www.gyosei.or.jp/>

行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>
